

(整理番号 629)

大阪地方最低賃金審議会

令和6年度第3回大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年9月10日(火)
午前8時59分から午前10時44分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 3 名
労働者を代表する委員 3 名
使用者を代表する委員 3 名
- 4 議 事
大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 事務局から日本標準産業分類の改定に伴う件名の修正等について説明が行われた。
 - (2) 大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定について、労使から以下の主張が行われた。
 - ・ 労働者側委員からは、最低賃金に関する実態調査結果、影響率及び大阪府最低賃金に対する優位性などから、労働協約の下限值である1,133円(引上げ額63円)の提示があった。
 - ・ 使用者側委員からは、中小零細の企業の選択肢を狭めないなどの理由から大阪府最低賃金から大きく引き上げるのは難しい。最低賃金に関する実態調査結果、影響率から1,116円(引上げ額46円)の提示があった。
 - (3) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。